

社会資本整備審議会建築分科会(第 47 回)に関わる意見

東京理科大学名誉教授 河野 守

当日発言できなかった意見に関して、以下申し上げます。

商業施設（物販、飲食、その他のサービス）等で不特定多数の人が利用できる建築物については、当該建築物の性能・維持管理状況を利用者に明示する制度の創設が必要であると考えております。具体的には以下の項目です。

- ・現行法令に適合しているか、既存不適格建築物か。少なくとも、耐震基準、防火基準について。
- ・昇降機、建築設備の定期報告の状況（報告しているか、直近の報告で指摘事項があるか、それに対して改善されているか等）
- ・今後、住宅以外の建築物も性能表示に進むのであれば、等級情報

ただ、これらの情報全てを建築物の入口等に物理的な表示板で示すことは困難だと思いますので、物理表示は簡易な分類にとどめる。これらの情報を一元管理する仕組みを創設し、個々の建築物には簡易表示とともに 2 次元コードを表示させ、利用者が閲覧できるようにする。定期報告については、報告を受ける特定行政庁がデータの更新をすることになります。そのためにも、報告そのもののデジタル化が必須でしょう。消防法の消防用設備等点検報告制度の情報も一体化すればより効果があると考えます。

以上です。